

## 第407回南国市議会定例会会議録

第6日 令和元年6月24日 月曜日

### 出席議員

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 神崎隆代   | 2番 植田豊    |
| 3番 浜田憲雄   | 4番 山中良成   |
| 5番 岩松永治   | 6番 西川潔    |
| 7番 土居恒夫   | 8番 高木正平   |
| 9番 有沢芳郎   | 10番 中山研心  |
| 11番 前田学浩  | 12番 村田敦子  |
| 13番 岡崎純男  | 14番 小笠原治幸 |
| 15番 野村新作  | 16番 浜田和子  |
| 17番 浜田勉   | 18番 土居篤男  |
| 19番 福田佐和子 | 20番 西岡照夫  |
| 21番 今西忠良  |           |

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

|              |                |
|--------------|----------------|
| 市長 平山耕三      | 副市長 村田功        |
| 参事兼総務課長 西山明彦 | 参事兼財政課長 渡部靖    |
| 参事兼企画課長 松木和哉 | 情報政策課長 原康司     |
| 危機管理課長 山田恭輔  | 税務課長 高野正和      |
| 市民課長 崎山雅子    | 子育て支援課長 溝渕浩芳   |
| 長寿支援課長 島本佳枝  | 保健福祉センター所長 土橋愛 |
| 環境課長 谷合成章    | 農林水産課長 古田修章    |
| 農地整備課長 田所卓也  | 商工観光課長 長野洋高    |
| 建設課長 西川博由    | 地籍調査課長 横山聖二    |
| 都市整備課長 若枝実   | 上下水道局長 橋詰徳幸    |

|                |      |                  |      |
|----------------|------|------------------|------|
| 会計管理者<br>兼会計課長 | 秋田節夫 | 福祉事務所長           | 池本滋郎 |
| 教育長            | 竹内信人 | 教育次長兼<br>学校教育課長  | 伊藤和幸 |
| 生涯学習課長         | 中村俊一 | 選挙管理委員会<br>事務局局長 | 高橋元和 |
| 監査委員<br>長      | 天羽庸泰 | 農業委員会<br>事務局局長   | 弘田明平 |
| 消防長            | 小松和英 |                  |      |

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 公文知子 | 次長 | 野口裕介 |
| 書記   | 門脇智哉 |    |      |

\*—————\*

#### 議事日程

令和元年6月24日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第3 議案第3号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市子ども読書活動推進委員会設置条例
- 第7 議案第7号 南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 南国市森林環境譲与税基金条例
- 第9 議案第9号 南国市税条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改  
正する条例
- 第11 議案第11号 市道の認定について
- 第12 議案第12号 （仮称）南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務（その2）委託  
契約の変更について
- 第13 議案第13号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更）について
- 第14 議案第14号 小型路線バス車両購入契約の締結について

- 第15 議案第15号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第16 議案第16号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第17 議案第17号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第18 報告第1号 平成30年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第19 報告第2号 南国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第20 報告第3号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第21 報告第4号 平成30年度南国市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第22 報告第5号 平成30年度南国市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第23 報告第6号 平成30年度南国市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第24 報告第7号 平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第25 報告第8号 平成30年度南国市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

—————\*—————

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第25まで

—————\*—————

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

#### 議案第1号から議案第17号まで、報告第1号から報告第8号まで

○議長（岡崎純男） この際、議案第1号から議案第17号まで及び報告第1号から報告第8号まで、以上25件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番村田敦子議員。

〔12番 村田敦子議員発言席〕

○12番（村田敦子） 議案第2号令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）について質問をいたします。

漏水箇所はどこでしたか。水道局が見つけれられたのでしょうか。また、何日間漏水していたのですか。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。上下水道局長。

〔橋詰徳幸上下水道局長登壇〕

○上下水道局長（橋詰徳幸） おはようございます。

令和元年度南国市水道事業会計の補正予算は、個人宅や事業所等の漏水に伴う水道料金の軽減による補正予算でございます。

水道料金軽減の対象となる漏水箇所につきましては、メーターボックスより所有者側の給水装置の破損を原因とする漏水で、原則として表現漏水でないものでございます。個別による漏水箇所の違いはございますが、一例として、床下等に配管しております給水管からの漏水を対象としております。

また、漏水の日数でございますが、定期検針は月に1回でございますので、何日間漏水したか詳しくはわかりませんが、漏水に伴う水道料金の軽減期間は3カ月以内でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 水道料金の軽減をされるということは、使用者の過失ではないと認められたということだと思いますが、市営住宅や持ち家でも同様のケースであれば、また過失でないことが認められた場合は軽減をするのでしょうか。

漏水の場合は、平常の使用水量に比べ多量の使用水量になりますが、使用者にそのことを教えていただけるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 原則としまして、先ほどの答弁でもございましたとおり、表現漏水でないもの、つまり表現漏水といいますと、水道使用者の方が一般的な注意を払っておけば発見できる状態の漏水、今回先ほどの答弁で、床下等とか、壁の中の配管の漏水に伴うものにつきましては、水道料金の軽減を行っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 先ほどの2問目のことなんですけど、その漏水の場合、使用料が平時に

比べ多量になってると思うんですが、そのことをその使用者に教えてくださいませんか。

それから、これ3問目なんですが、先ほど答えていただけなかった2問目と、それから徴収に関しては通告主義ですが、減免や還付に関しては、あくまでも申請主義ということですか。

○議長（岡崎純男） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 漏水などのお知らせということは、検針時に明らかに漏水と疑われる検針のデータが出ましたら、漏水のお知らせということでメモのほうでお知らせするようにはしております。

また、申請でございますが、工事のほうは指定業者が行いますので、申請をしていただいております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番村田敦子議員。

〔12番 村田敦子議員発言席〕

○12番（村田敦子） 議案第8号南国市森林環境譲与税基本条例についてお尋ねをします。

高知県は2003年より、森林環境税、年額500円を県民税に上乗せして課税していますが、国が全国民に課税ということになるのであれば、県の分はどうなるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） おはようございます。村田敦子議員の御質問にお答えいたします。

新たに国の森林環境税の徴収が始まる際に、現在高知県で取り組んでいる同様の名前の森林環境税は継続されますかと、どうなりますかという御質問でございます。

そこで、まず新たな森林管理制度、森林経営管理法からちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

平成31年4月1日から、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とした新たな森林管理制度として、森林経営管理法が施行されましたが、その内容といたしましては、大きく3つでございます。

まず1番目に、森林の所有者には所有する森林について適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、適切な経営、また管理を持続的に行わなければならない責務があるということを確認しております。

そして2番目に、森林の所有者がみずから経営管理を行うことができない場合は、市町村が森林の経営管理について委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある森林経営者に再委託をし、林業経営に適していない森林については市町村が管理を実施していくということとなっております。

また3番目に、森林の所有者がわからない場合には、定められた手続を行うことによって、市町村が経営管理を行うことができることなどが定められております。

現在までも、市町村の役割としまして、緊急に間伐が必要な森林につきましては、間伐等の適正な施業の勧告等が森林法で位置づけられておりましたが、森林経営管理法が制定されたことによりまして、新たな森林管理システムに基づいた森林の整備に市町村は主体的にかかわっていかねばなりません。

そして市町村が森林整備に取り組んでいくための財源といたしまして、国は新たに森林環境税、そして森林環境譲与税の制度を創設しております。そして森林環境譲与税につきましては、

法令上の用途を定めておりますが、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備や、その促進に関する費用に充てることになっております。

また、譲与の時期につきましては、新たな森林経営管理制度の施行とあわせまして、今年度から譲与されることになっていることから、この6月議会に森林環境譲与税基金条例を議案とさせていただきます。

対しまして、高知県の森林環境税につきましては、木材価格の低迷によって林業経営が困難となり、人工林の手入れが行き届かなくなってきたことによりまして、荒廃した森林が増加し、私たちの生活環境にも悪影響が出始めてきたことなどから、県民みんなの負担で森づくりを進めるために、平成15年に全国に先駆けて森林環境税を導入しておりますが、この高知県の森林環境税は、平成30年度から既に第4期目を迎えて、既に取り組みされております。

高知県の森林環境税を活用した具体的な取り組みにつきましては、まず森林の荒廃を防止するための人工林の間伐などに対する補助事業等による支援、そして貴重野生植物などを鹿の食害から守る取り組み、また県民みんなで森林や山を守るこうち山の日の取り組みや、小中学校などが行う森林環境学習、森林ボランティア活動への支援、公共的施設などへの県産木材の導入への支援など、森林への理解とかかわりを深める活動について支援を行ってまいりました。

この2つの取り組みは、森林の整備による効果を目的としてはおりますが、森林環境譲与税では、大きくは手入れのされていない森林の整備に関する取り組みへの活用というものが中心でございますが、高知県の森林環境税では、国の補助事業の中で対応できない林齢の切り捨て間伐や収入間伐、作業道の整備等の森林整備や鹿の食害対策などに積極的に取り組まれている方への支援が中心と、人や支援の意味合いが若干異なるものという整理がされております。

森林経営管理法が施行されたことで、その制度に基づいて、全国の都道府県、市町村が森林整備に取り組むこととなりますが、高知県が平成15年から取り組みを進めてきた森林環境税の取り組みは、既に第4期5年の2年目でもあり、その最終年度の令和4年までは継続して取り組んでいくとのことでございます。もちろん、この森林環境譲与税の取り組みについても、市町村と同様に、今年度からあわせて進めていく必要もございますので、都道府県による森林環境税に取り組んでいる他県の状況も見ながら、今後検討していくとのことでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） ありがとうございます。

県と国の森林環境税の補助とかの対処の仕方が違うということで、第4期目の令和4年まで

は県の制度も実行されていくと、わかりました。

また、国からこの譲与される森林環境税ですが、香美市や四万十市、大豊などは、5,000万円、6,000万円と高額ですが、南国市は600万円と少額です。森林率が低いので少ないのだとは思いますが、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるものとされていますが、その財源をどのように活用されますか。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問にお答えいたします。

本市の新たな森林管理に対する取り組みの方向性につきましては、森林経営管理法の趣旨に鑑み、取り組んでいきたいと考えております。

本市の今年度の配分額につきましては、先ほど村田議員おっしゃられたように、約640万円となっております。その後、段階的に増額をされますが、余り大きい金額ではございませんので、まずは間伐等の施業履歴がないなど、経営管理が行われていないおそれがある森林について、同法に基づく経営管理の意向に関する調査から順次行っていきたいと考えております。そして、その結果から、経営管理の委託を受けることによって、適正な森林の整備に向けて取り組んでいく予定としております。

また、地籍調査が完了していない地域におきましては、森林を整備するために必ず必要となる森林強化への明確化につきましても実施をしていきたいと考えております。

そして、実施する意向調査の調査内容でございますが、現在国から示されている模範例等を参考にしながら、本市の状況に合わせた調査内容になるように検討していく予定としております。具体的には、この新たな森林管理制度への御理解をいただくための説明を初めとして、連絡先、対象となる所有山林についての確認や、現在の管理の状況、また今後この制度を活用する意向の有無等をお聞きすることになると考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 山が健全であったら、水田のダム機能のように、豪雨であっても地中深くに吸収し徐々にしみ出さず、水源涵養を果たしてくれます。そして、木々や植物がCO<sub>2</sub>を吸収し、地球温暖化防止の役目も果たしてくれます。ゲリラ豪雨による急な増水で災害が相次いでいます。この国の施策で森林の持つさまざまな公益機能を回復させることができると考えられますか。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） これらの制度に準じた取り組みを進めていくことによりまして、

適切な森林管理を通じた水源涵養、土砂災害の防止、土壌保全、生物多様性の保全、木材の生産など、森林の公益的機能の持続的な発揮に貢献することができ、あわせて間伐等の森林施業が増加することで、林業、木材産業の成長産業化の両立も図られるのではないかと考えております。

そして、豊かな森林資源を循環的に利用しながら、健全な形で未来へ引き継ぐことが可能となるものと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） おはようございます。

私は、この15号、16号、関連をして質疑を行いたいと思います。

この案件については、私も約20年間議員生活を送らせていただきましたが、この物件については、簡単に言えば特殊車両ということで、ずっと、あっそう、あっそう、うん、うん、というようなことで、了という態度をそのままで質疑することなく、言えば納得という前提で対処をしてまいりました。

今回に当たっては、十市琴平分団、あるいは南海里改田分団ということで、何か親近感を持って、これについての対応をしていかなければならないというふうに実感を持ったわけです。

この20年間にわたって説明等を聞いてきたこの消防車についての問題です。問題ということはありませんが、私は結果としては、これは賛成をするものでありますけれども、何か特殊車両という言葉が入ると触れてはならないような、独占禁止法に触れたような、そんな感覚で聞いてきたぐらい、言えば決定的な表現でずっときたというように思います。

そういう点で、それが是か非かということは別にして、執行部のほうは、そのことについてのどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） おはようございます。

浜田勉議員の質疑についての回答なんですけれども、今回15号、16号議案、消防ポンプ自動車につきましては、指名競争入札を実施いたしました。確認できている県内取扱業者8社ということで、16号につきましては、結果的に7社、最終なっておりということで。これまで20年間ということになります、消防団の車両につきましては、順次更新。ただ、1年間に大体2台程度で、順次、言うたらもうずっとサイクルが続いていくような形ということで、毎年出てくるものでございます。

これまでも、今回もそうなんですけれども、基本的に業者のほうは余り変わってないということがございます。ただ、当然その数が少ない県内業者ではございますけれども、その中で競争はされておるといふふうには認識しております。なお、本年度につきましては、指名競争入札ということで、これまで随意契約の中で、範疇で行っておったということ、より透明性を確保する、あと公平・公正さを確保していきたいということで、指名競争入札ということで実施いたしました。

これによりまして、財政課のほうには、別の業者さんが南国市でそういった競争入札をされ

ておるといふことで、うちもそういった取り扱いもできるのであるがといった、そういった連絡も入ったということになります。

今後、そういった業者さんが新たに加わってくれるのかどうなのかということは、本市への競争入札参加資格申請、そういったものを提出していただくということにはなりませんけれども、そういった形で、今後はそういった可能な業者さん、そういった方が幅広く参加していただけるということになれば、より競争性が高まるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 今、お答えいただきましたように、大きく言えば指名競争入札という形で透明性が明らかに広がってきているということはわかりました。

私が言いたかったのは、今までのような私の認識の部分は共通認識だったと思いますけれども、その共通認識の部分の解決策の方向が出されてきていると思います。私、初め言ったのは、いわゆる独占禁止法に触れてるような話を感度で受けとめてきたということをお申し上げしました。

だから、今後にあつては、逆に他の市町村等と、おたくはどうよと、こういう消防車については、お互いに連絡し合つて、どうよというふうな、そういう協調性を持って、言えば気張った形で交流をしてきたようなスタイルから大きく脱皮をしようじゃないかという提案をしてはどうかっていうふうな、市町村の連携強化を提案したかったわけでありまして。

ただ、今のお答え等で、その問題については大きく前進をしていると思いますが、他の市町村等との連携などを図るといふことは、これまた妙な味でありますので、そのことについてお考えはどうよということなんです。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 浜田議員の質問にお答えをいたします。

消防車両につきましては、各自治体ごとに仕様が違いますので、値段も当然違うんですけれども、装備につきましては常々情報交換をしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 私の本意は受けとめていただいたということをお思いまして、終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第17号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） 報告第3号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について伺います。

議案の勉強会の折には、日にちの臨時議会を開く余裕がなくという説明を受けたわけですが、改正内容を議会に説明もせず専決した最終的な理由は、それは時間的余裕だけですか。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。総務課長。

〔西山明彦参事兼総務課長登壇〕

○参事兼総務課長（西山明彦） 今回、専決にさせていただきましたけれども、この今回の改正につきましては、提案理由書に書いてありますとおり、平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されるということで、もう議会を招集する時間がなかったと。これまでは4月に臨時議会を開催させていただいて、さかのぼりで承認をいただいておりますけれども、他の市町村でも大体専決でやっているということもございますけれども、時間がなかったということだけでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） この報告だと、課税限度額が3万円引き上げになります。こうした市民負担がふえる議案が議会にも諮られず専決するのは、他市町村もやっているというふうに

言われましたけれども、この南国市としては問題ではないかというふうに思います。

国保会計は黒字で、基金も新たに積み立てをしています。事務上の何らかの対応ができたのではないかと思います。臨時議会を開いて、議会に承認を受けてから進めるということができたのではないかと思います。報告案件については、これまでもブロック塀の改修とか、今回も入ってますけれども、急を要する事業については理解をするわけですが、中身が市民負担となりますと、違ってくるのではないかと思います。先ほど、課長の答弁のように、今後も3月29日付で公布されて、4月1日から発効ということになれば、議会に報告をせずに市民負担がふえる可能性があるということでしょうか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 済いません。国の税制改正に伴うものでございまして、4月1日からの算定の基礎ともなる部分でありますので、そうですね、臨時議会という、4月1日付で改正する必要があって、今回の専決処分ということになってございます。

市民負担につきましては、上限額が3万円引き上がりますので、上限の対象になってる方につきましては市民負担がふえることとなりますが、あわせて2割軽減、5割軽減の判定所得が引き上がってますので、いわゆる中間層については負担が減ることとなります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 通告をせずにお聞きをいたしましたけれども、できれば市民の負担になるものについては臨時議会を開いて、必ず議会で審議をした上で決めるということにしていただきたいと思います。これは要望で終わります。以上です。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第5号の質疑を終結いたします。

報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第6号の質疑を終結いたします。

報告第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第7号の質疑を終結いたします。

報告第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第8号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号及び報告第1号から報告第3号まで、以上4件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

＊

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議案第17号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第17号は同意することに決しました。

次に、報告第1号、報告第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件はいずれも承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号、報告第2号、以上2件はいずれも承認することに決しました。

次に、報告第3号を採決いたします。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、報告第3号は承認することに決しました。

なお、報告第4号から報告第8号まで、以上5件は議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（岡崎純男） ただいま議題となっております議案第1号から議案第16号まで、以上16件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

第2条繰越明許費

第3条地方債の補正

議案第9号 南国市税条例等の一部を改正する条例

議案第10号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

議案第13号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更）について

議案第14号 小型路線バス車両購入契約の締結について

議案第15号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議案第16号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

産業建設常任委員会

議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費

議案第2号 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 南国市森林環境譲与税基金条例

議案第11号 市道の認定について

議案第12号 （仮称）南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務（その2）委託契約の変更について

教育民生常任委員会

議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費

議案第3号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第4号 南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第6号 南国市子ども読書活動推進委員会設置条例

議案第7号 南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

＊

請願・陳情の委員会付託

○議長（岡崎純男） 今期定例会で受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配付してあります請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

(「請願文書表」★データ挿入)

(「陳情文書表」★データ挿入)

＊

○議長（岡崎純男） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。明25日と26日の2日間は委員会審査等のため休会し、6月27日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

6月27日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時37分 散会